



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 明 星 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 谷 壽 輝
(コード番号 1 9 7 6 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 印 田 博
財 務 部 長
(TEL 06-6447-0275)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社事業の多様化に対応するため新たに事業目的を追加および削除するとともに、表現の変更ならびに構成の整備等、所要の変更を行います。

(2) 当社は、平成 27 年 3 月 20 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて既に開示をしておりますとおり、平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が本年 5 月 1 日より施行されたことにより、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の整備等、所要の変更を行います。

また、改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 (予定)

平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以上

【別紙】

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">明星工業株式会社定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 熱絶縁工事、耐火工事、築炉工事、塗装工事、管工事および各種建築・<u>建設工事</u>の設計ならびに施工</p> <p>3. ～ 8. (条文省略)</p> <p>9. 光源および光源応用機材の<u>開発、製造</u>ならびに販売</p> <p>10. ～ 15. (条文省略)</p> <p>16. <u>広告代理店業、損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>17. ～ 19. (条文省略)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">明星工業株式会社定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 熱絶縁工事、耐火工事、築炉工事、塗装工事、管工事、<u>とび・土工工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、清掃施設工事</u>および各種建築・<u>土木工事</u>の設計ならびに施工</p> <p>3. ～ 8. (現行どおり)</p> <p>9. 光源および光源応用機材の販売</p> <p>10. ～ 15. (現行どおり) (削 除)</p> <p>16. ～ 18. (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、12 名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>5 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選 任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠のため選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>4 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>6</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p><u>7</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p><u>7</u> (条文省略)</p>	<p><u>8</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>) <u>第 24 条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>) <u>第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(報酬等) <u>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) <u>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であったものを含む。) の任務を怠ったことによる損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる。ただし、責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠った</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p><u>ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(員 数)</u></p>	
<p>第 25 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選 任)</u></p>	
<p>第 26 条 監査役は株主総会において選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p>	
<p>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p>第 28 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u></p>	
<p>第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>3 監査役会の決議は、法令に別段の定め</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>4 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第<u>6</u>章 計 算</p>	<p>第<u>5</u>章 計 算</p>
<p><u>第 32 条～第 35 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 28 条～第 31 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>変更後の第 4 条ならびに第 4 章および第 5 章(変更前定款第 5 章の削除を含む。)の規定は、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 73 回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生の時をもってこれを削除する。</p>